

中山間地域チャレンジ支援事業実施要領

第1 趣 旨

この要領は、富山県補助金等交付規則第 21 条及び中山間地域チャレンジ支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条の規定に基づき、企業、団体、集落等(以下「団体等」という。)が提案する中山間地域の活性化活動に向けた試行の事業(以下「事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の要件等

1 対象となる事業

団体等が実施する事業は、次の各号に規定する活動項目のうち1つ以上を目的とする。
(活動項目)

- (1) 新商品開発、加工、販路開拓
- (2) 生活支援サービス
- (3) 伝統文化の継承
- (4) 定住促進の支援
- (5) 農業生産活動の支援
- (6) 農業参入者の促進
- (7) デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組
- (8) その他知事が認める地域活性化に資する取組

2 事業の要件

次の各号に規定する要件を全て満たす事業とする。

- (1) 営利を目的としない事業であること。
- (2) 国及び県等から補助または委託を受けていないこと。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業ではないこと。
- (4) 自ら提案した事業が実施可能であること。
- (5) すでに実施している事業でないこと。

第3 応募方法等

1 提出書類

応募に際し、提案者が提出する書類は、次のとおりとする。

書 類	様 式	提出期限
提案書	様式第1号	事業を実施する年度のうち別に定める日とする。
事業計画書	交付要綱に定める様式第1号	
団体等概要書	交付要綱に定める様式第2号	
収支予算書	交付要綱に定める様式第3号	

2 提出先及び提出方法

事業を実施する地域を管轄する富山県内の各農林振興センター企画振興課へ持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

第4 提案活動の採択等

1 審査及び採択

以下に掲げる項目について、富山県地方創生局で別途設置する審査会において審査の上、予算の範囲内において採択団体を決定する。

(1) ソフト事業

項目	内容
協働性	地域の特性を活かした取組であること。 地域住民との連携が図られていること。
創造性	新たなアイデアや先進的な取組が含まれていること。
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 事業計画に具体性があること。 実行可能な方法、計画及び予算が立案されていること。
目標・効果	地域の活性化が期待できること。 他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

(2) ハード事業

項目	内容
効果	ソフト事業の実施に効果が高い取組であること 地域の活性化が期待できること。 事業費に対して、高い効果が見込まれること
実現性	事業目的が明確であり、的確に課題を捉えていること。 事業計画に具体性があること。
モデル性	他の地域での実施が期待できるモデル性を持っていること。

2 審査結果の通知及び公表

審査及び採択通知については、応募のあった団体等に通知するとともに、採択された提案事業の概要について、県ホームページ等で公表するものとする。

第5 補助金の交付申請

事業の採択を受けた団体等は、第4の2による通知で指示のあった日までに、交付要綱に基づき、補助金の交付を申請するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年4月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月 1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

富山県知事

様

住 所
団 体 等 名 称
代表者職・氏名

年度中山間地域チャレンジ支援事業提案書

中山間地域チャレンジ支援事業実施要領第 3 の規定により、次の関係書類を添えて提案します。

関係書類

- 1 事業計画書 (交付要綱様式第 1 号)
- 2 団体等概要書 (交付要綱様式第 2 号)
- 3 収支予算書 (交付要綱様式第 3 号)
- 4 その他関係書類 (事業の実施内容が具体的にわかる資料等)